

第 3 章

不当労働行為の審査

第3章 不当労働行為の審査

第1節 概況

(1) 取扱件数の概要

平成29年中に新規に受け付けた不当労働行為救済申立事件はなかった。平成28年からの繰越事件が1件終了した。

なお、最近の不当労働行為救済申立事件の取扱状況は、次表のとおりである。

状 況		21年	22年	23年～27年	28年	29年	
係 属 状 況	前年からの繰越	0	1	0	0	1	
	新規申立	2	0	0	1	0	
	計	2	1	0	1	1	
	申立人	組 合				1	
		個 人	1				
		組合・個人	1				
	新規申立	該 当 号	1				
			2			1	
			3	1			
			4				
			1・2				
			1・3				
			1・4				
			2・3				
2・4							
1・2・3			1				
1・2・4							
終 結 状 況	取 下 和 解	和解以外の取下		1			
		和 解	関 与				1
			無 関 与				
	計		1			1	
	移 送						
	命 令 ・ 決 定	全 部 救 済					
一 部 救 済							
棄 却		1					
却 下							
計		1					
終 結 計	1	1			1		
次 年 へ 繰 越	1	0	0	1	0		

(2) 審査期間の目標達成状況

①審査の目標期間

福井県労働委員会では、審査期間の目標を1年と定めている。

②所要日数

平成29年中に終結した事件（1件）の救済申立てから事件の終結に至るまでの所要日数は146日であった。

なお、最近の状況については、次表のとおりである。

年 区 分	21年	22年	23年～28年	29年
100日未満		1		
100～299日	1			1
300～499日				
500～699日				
700～999日				
1,000日以上				

第2節 取扱事件一覧

事件 番号	業 種	従業員 (組合員) (人)	求める救済の内容	7条 号別 区分	申立年月日	終結状況 終結年月日
平成28年 (不)第1号	製造業	2 (2)	誠実な団体交渉 ポスト・ノーテイス	2	28.8.19	関与和解 29.1.11

第3節 審査の概要

救済申立ての内容、審査経過等は次のとおりである。

平成28年（不）第1号

(1) 当事者等

申立人 A労働組合
組合員2名
被申立人 X株式会社
審査委員 山川会長、井上会長代理、渡邊委員、加藤委員、稲田委員
参与委員 (労) 矢野委員、谷澤委員
(使) 田村委員、峠岡委員

(2) 申立ての概要と請求する救済内容

申立人組合が申し入れた賞与に関する団体交渉において、被申立人が、申立人の要求に応じられない理由および根拠について、明確な説明や資料提供等を行わなかったことは、不誠実団交の不当労働行為である。誠実な団体交渉、ポスト・ノーティスを請求する。

(3) 答弁書の概要

会社の財務状況の資料は事前に実質的に開示されており、団体交渉においても諸般の事情を考慮して総合的に判断した旨を説明しているため、不誠実団交の不当労働行為ではない。よって、申立人の請求をいずれも棄却するとの命令を求める。

(4) 審査の経過

平成28年8月19日の申立て後、3回の調査を行った。その後、平成29年1月11日の和解期日において、申立人および被申立人は誠実に団体交渉を行うこと等を内容とする関与和解が成立し、本件は終結した。(審査期間146日)

第1回調査(申立人)	平成28年10月14日
〃(被申立人)	平成28年10月20日
第2回調査(申立人・被申立人)	平成28年11月29日
和解期日(申立人・被申立人)	平成29年1月11日

